

## 【平成18年介護報酬改定の概要】

- 住み替えニーズに対応するため、特定施設の対象を拡大するとともに、外部の介護サービス事業者との提携によるサービス提供体制を創設した。

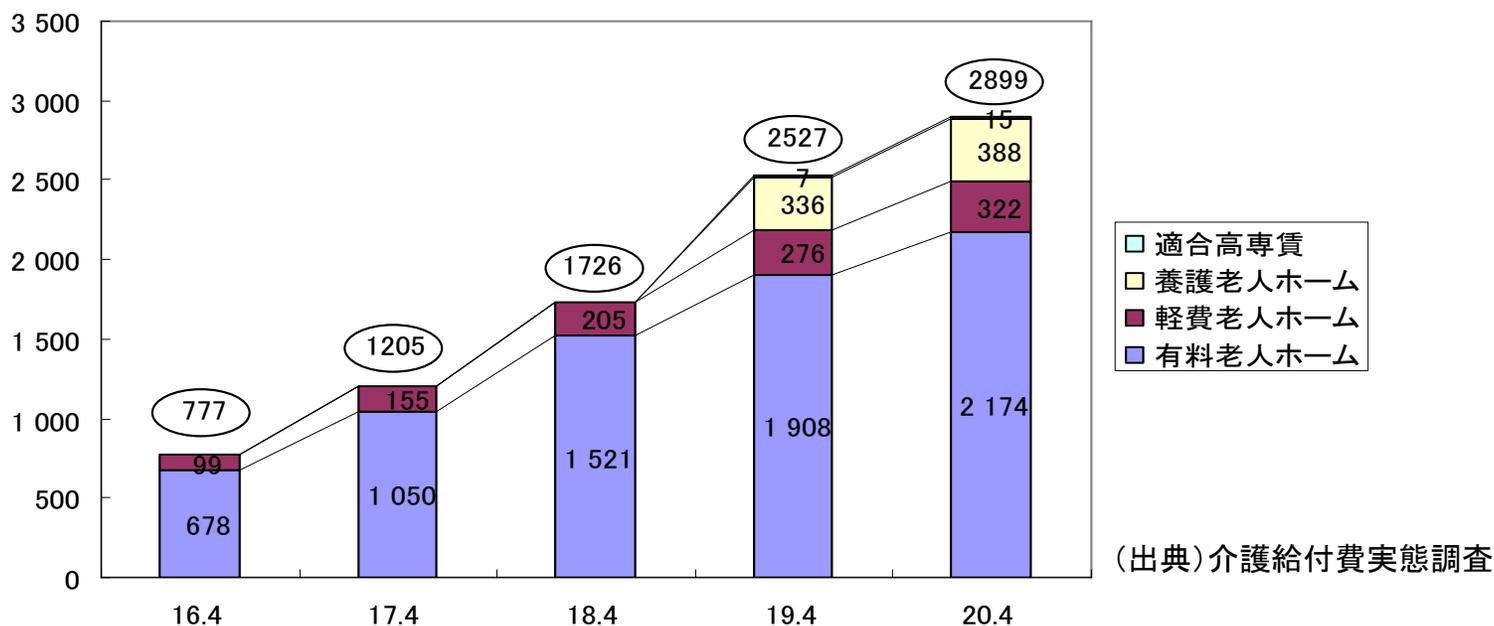
### (主な見直し内容)

- ① 特定施設入居者生活介護の対象を、一定の基準を満たす高齢者専用賃貸住宅、養護老人ホームにも拡大
- ② 外部の介護サービス事業者との提携によるサービス提供体系(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護)の創設

## 【特定施設入居者生活介護サービスの提供状況】

- 特定施設入居者生活介護事業所数は年々増加しており、大半は有料老人ホームである。
- 夜間看護体制加算は約5割の事業所で、個別機能訓練加算は約2割(請求件数ベース)で算定している。

### 特定施設事業所数の推移(施設類型別)



### 夜間看護体制加算の算定状況(単位:件)

事業所数(回答施設)	1,886 (100.0%)
加算算定事業所数※	942 (49.9%)

※准看護師配置により加算を算定していた施設を除く

### 個別機能訓練加算の算定状況(単位:千件)

	総数	特定施設	予防特定施設
特定施設入居者生活介護算定件数	2,515.5 (100.0%)	2,497.7 (100.0%)	17.8 (100.0%)
加算算定件数	558.5 (22.2%)	554.5 (22.2%)	4.0 (22.5%)

(出典)介護施設等における重度化対応に関する調査(H20.6)

(出典)介護給付費実態調査(H20.4)

## 【特定施設入居者生活介護における医療ニーズと人員配置】

- 特定施設の入居者の約4割は、病院や老人保健施設からの入居者であり、一定の医療ニーズが存在することが見込まれる。
- 一方、特定施設には医師の配置基準はなく、外部の協力医療機関を定めることとなっている。
- 特定施設の看護・介護職員の配置は、施設サービスとほぼ同様の水準となっている。

特定施設入居者の入居前の所在地

(第54回介護給付費分科会／特定施設事業者連絡協議会提出資料)

入居前の所在地	(人)	(%)
病院	161	27.8
医療療養型医療施設	5	0.9
介護療養型医療施設	3	0.5
老人保健施設	52	9.0
特別養護老人ホーム	3	0.5
グループホーム	4	0.7
他の指定特定施設	48	8.3
その他高齢者施設	10	1.7
自宅	294	50.7
合計	580	100.0

特定施設と介護保険施設の主な職員配置基準と看護・介護職員の配置状況

	特定施設	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
医師	(協力医療機関を定める)	必要数 (非常勤可)	常勤1以上 100:1以上	3以上 48:1以上
看護職員	看護・介護 3:1以上 (利用者100人の場合、 看護3人)	看護・介護 3:1以上 (入所者100人の場合、 看護3人)	看護・介護 3:1以上 (看護2/7)	6:1以上
介護職員				6:1以上
理学療養士(PT) 作業療法士(OT)			PT又はOTが 100:1以上	PT及びOTが 適当数
機能訓練指導員	1以上	1以上		
生活(支援)相談員	100:1以上 (うち1名常勤)	常勤1以上 100:1以上	100:1以上	
介護支援専門員 (計画作成担当者)	1以上 100:1を標準	常勤1以上 100:1を標準	常勤1以上 100:1を標準	常勤1以上 100:1以上
看護・介護職員(常勤換算)1人当たり利用者数※	2.4人	2.3人	2.4人	1.9人

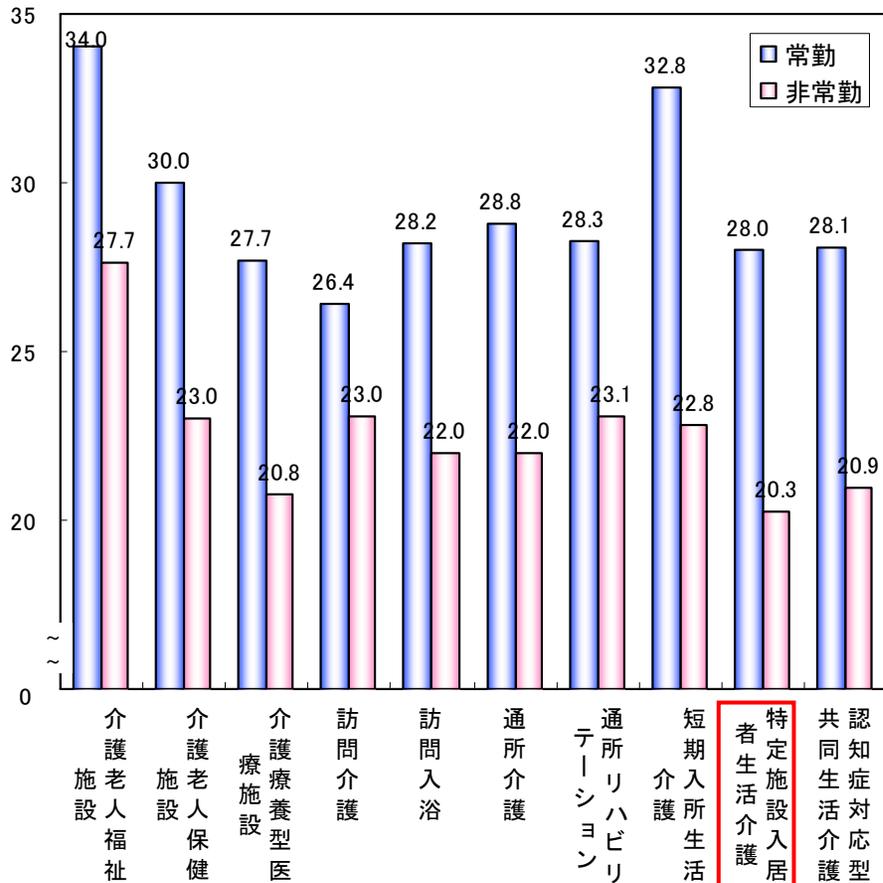
# 【介護職員の賃金水準】

○ 経験年数、平均年齢等の要素の違いがあり、単純な比較はできないが、特定施設の介護職員の賃金水準は、施設サービスと比較して概して低い。

介護サービス施設・事業所における介護職員の給与 (第56回介護給付費分科会(10月9日開催)提出資料)

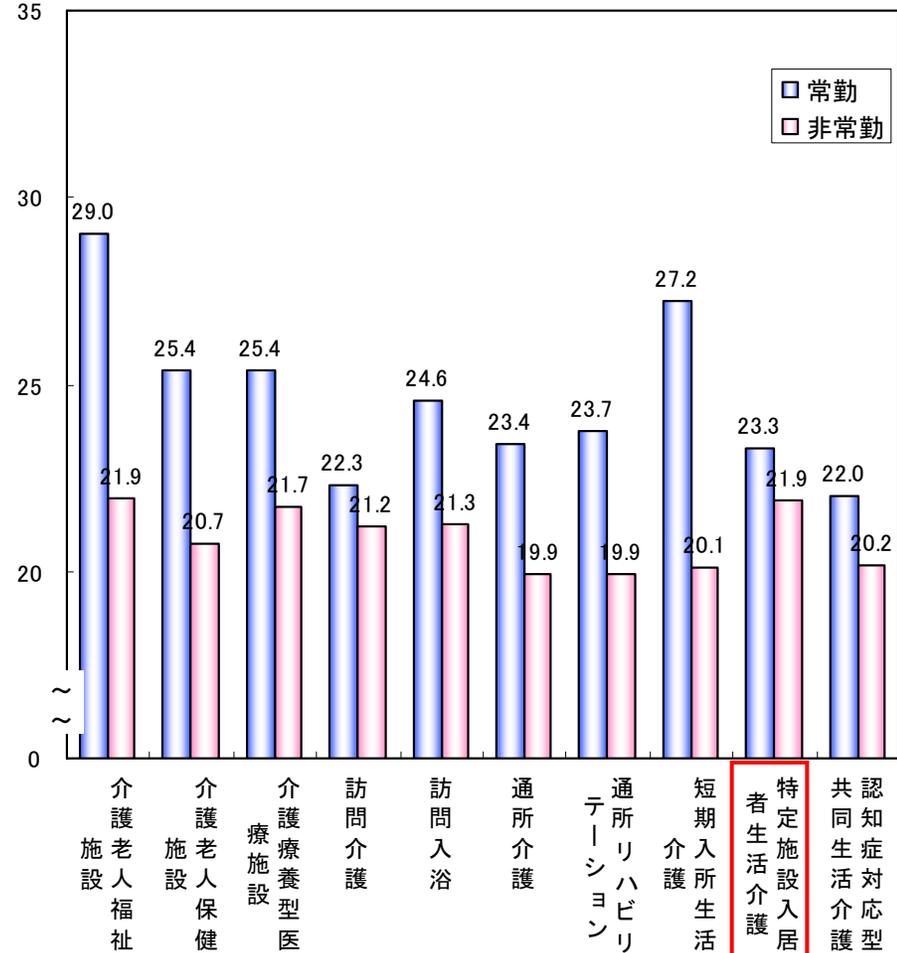
介護サービス施設・事業所における  
介護福祉士の賃金水準

(給与/万円)



介護サービス施設・事業所における  
介護職員の賃金水準

(給与/万円)



(資料出所) 厚生労働省「平成20年介護事業経営実態調査」

注) 介護職員は、介護福祉士を含まない。

# 【介護職員の資格取得状況】

○ 特定施設の介護職員のうち、介護福祉士の資格取得者は約2割。

介護サービス施設・事業所における介護職員の資格取得状況 (第56回介護給付費分科会(10月9日開催)提出資料)

(単位:人)

	介護職員(訪問介護員)																		
				介護福祉士				ヘルパー1級				ヘルパー2級				ヘルパー3級			
	計	常勤	非常勤	計	割合	常勤	非常勤	計	割合	常勤	非常勤	計	割合	常勤	非常勤	計	割合	常勤	非常勤
介護老人福祉施設	181,128	147,103	34,025	73,542	40.6%	70,440	3,102	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
介護老人保健施設	99,222	88,361	10,861	44,711	45.1%	43,634	1,077	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
介護療養型医療施設	41,403	37,516	3,887	8,919	21.5%	8,764	155	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
訪問介護	385,668	92,057	293,611	52,775	13.7%	30,959	21,816	30,821	8.0%	15,462	15,359	268,620	69.7%	39,683	228,937	2,268	0.6%	243	2,025
訪問入浴介護	11,569	6,021	5,548	2,642	22.8%	1,974	668	674	5.8%	392	282	6,734	58.2%	2,917	3,817	58	0.5%	16	42
通所介護	127,861	71,550	56,311	25,103	19.6%	19,533	5,570	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
通所リハビリテーション	44,286	32,468	11,818	12,737	28.8%	11,649	1,088	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
短期入所生活介護	136,934	112,573	24,361	53,452	39.0%	51,163	2,289	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特定施設入居者生活介護	36,354	26,908	9,446	7,103	19.5%	6,470	633	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
認知症対応型共同生活介護	107,387	77,292	30,095	19,583	18.2%	17,829	1,754	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	1,171,812	691,849	479,963	300,567	25.6%	262,415	38,152	31,495	2.7%	15,854	15,641	275,354	23.5%	42,600	232,754	2,326	0.2%	259	2,067

資料出所) 厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(平成18年10月1日現在)

注) ホームヘルパーについては、調査対象が訪問系サービスに限定されており、その他のサービスについては資格取得状況が不明。

## Ⅱ これまでの指摘等の概要

【平成20年6月18日 社会保障国民会議第二分科会(サービス保障(医療・介護・福祉))  
中間とりまとめ】

### 4-1(2) 介護・福祉分野における課題とその対応(抄)

我が国の場合、ケア付き住宅など高齢者・障害者のための居住系サービスの整備が遅れており、このことが施設待機者数増大の一つの大きな要因であると考えられる。

従って、今後は、要介護者(特に中重度の要介護者)の増大に対応した一定量の施設整備は必要だが、より整備の遅れているケア付き住宅など居住系サービスの充実や在宅サービスの拡充に重点的に力を入れていくことが必要である。

【平成21年度介護報酬改定の視点(第57回介護給付費分科会(10月30日開催)提出資料)】

### 2 高齢者が自宅や多様な住まいで療養・介護できる環境の整備(医療と介護の連携)

## 【平成20年9月25日 社会保障審議会介護給付費分科会・事業者団体ヒアリング】

### 1. 介護報酬

#### ○基本単位について

- ・特定施設入居者生活介護の介護報酬は、介護老人福祉施設やグループホームと比較して低い。介護報酬水準の設定に当たっては、合理的な説明の範囲にされたい。(特定施設事業者連絡協議会)
- ・雇用の拡大、介護・看護職員の定着率向上等のためには、他の指定事業同様、介護報酬の引き上げの検討を要望する。( (社)全国有料老人ホーム協会)

#### ○夜間看護体制加算について

- ・宿直・夜勤の看護師を配置する場合の加算の増額  
(特定施設事業者連絡協議会、(社)全国有料老人ホーム協会)
- ・介護予防特定施設入居者生活介護における夜間看護体制加算の創設 ((社)全国有料老人ホーム協会)

#### ○個別機能訓練加算の報酬単価の増額 ((社)全国有料老人ホーム協会)

#### ○施設サービス同様の加算制度の創設 ((社)全国有料老人ホーム協会)

- ・初期加算、栄養管理体制加算 等

### 2. 事業所指定のあり方(総量規制の緩和)

(特定施設事業者連絡協議会、(社)全国有料老人ホーム協会)

### Ⅲ 特定施設入居者生活介護の報酬・基準に関する論点

○ 特定施設入居者生活介護においては、人員配置基準等に基づく介護報酬のほか、利用者の選定に基づく手厚い人員配置による介護サービスの費用等については、利用者の負担とすることができることとなっている。

一方、介護サービス事業全体の課題として、介護従事者対策や医療と介護の連携等が求められていることに鑑み、特定施設入居者生活介護の報酬や基準のあり方については、他のサービスの議論の動向や上記のような特定施設入居者生活介護の特性等を踏まえながら検討することが必要ではないか。

# 參考資料

# 特定施設入居者生活介護の人員基準

	一般型	外部サービス利用型
管理者	専従1人	専従1人
生活相談員	常勤換算方法で100:1以上 1人以上は常勤	常勤換算方法で100:1以上 常勤・専従1人以上
介護職員・看護職員	常勤換算方法で3:1以上 介護職員 ・常時1人以上を確保 ・1人以上は常勤 看護職員 ・利用者数30人まで:常勤換算方法で 1人以上 利用者数30人超:常勤換算方法で 50:1以上 ・1人以上は常勤	介護職員 ・常勤換算方法で10:1以上
機能訓練指導員	1人以上(他の業務にも従事可)	—
計画作成担当者	専従1人以上(100:1を標準とする)	常勤・専従1人以上(100:1を標準とする)
その他		常に1以上の従業者を確保

※医療サービスについては、「協力医療機関」を定めておくこととなっている(「協力歯科医療機関」については努力義務)

# 特定施設入居者生活介護費の算定構造

## [特定施設入居者生活介護]

基本部分		看護・介護 職員の員数 が基準に満 たない場合	介護職員の 員数が基準 に満たない 場合	個別機能 訓練加算	夜間看護 体制加算	委託先である指定居宅サービス事業者 により居宅サービスが行われる場合
イ 特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	経過的要介護 (214単位)	× 70/100			1日につき +12単位	1日につき +10単位
	要介護1 (549単位)					
	要介護2 (616単位)					
	要介護3 (683単位)					
	要介護4 (750単位)					
要介護5 (818単位)						
ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費(※) (1日につき 84単位)			× 70/100			<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護</li> <li>・身体介護: 15分ごとに90単位 1時間30分以上 540単位に15分増すごとに+37単位</li> <li>・生活援助: 15分ごとに45単位 (1時間30分を限度)</li> <li>・通院等乗降介助: 1回につき 90単位</li> <li>・他の訪問系サービス及び通所系サービス: 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の90/100</li> <li>・福祉用具貸与: 通常の福祉用具貸与と同様</li> </ul> ※ただし、基本部分も含めて要介護度別に定める限度を上限とする。

(※)限度額: 経過的要介護 6,505単位 要介護1 16,689単位 要介護2 18,726単位 要介護3 20,763 要介護4 22,800単位 要介護5 24,867単位

## [介護予防特定施設入居者生活介護]

基本部分		看護・介護 職員の員数 が基準に満 たない場合	個別機能 訓練加算	委託先である指定介護予防サービス事業者 により介護予防サービスが行われる場合
イ 介護予防特定施設 入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 (214単位)	× 70/100	1日につき +12単位	
	要支援2 (494単位)			
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費(※) (1日につき 63単位)				<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防訪問系及び介護予防通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の90/100 (介護予防通所介護の選択的サービス(運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上) の加算が可能)</li> <li>・介護予防福祉用具貸与 通常の福祉用具貸与と同様</li> </ul> ※ただし、基本部分も含めて介護予防サービスの区分支給限度額を限度とする。

(※)限度額: 要支援1 6,505単位 要支援2 15,017単位

## 介護保険の給付対象外の介護サービス費用として利用者負担を求められる場合

○特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について(平成12年老企第52号)

・特定施設入居者生活介護事業者が、介護保険の給付対象となる費用とは別に介護サービスに係る費用を受領できる場合は以下に限られる。

(1) 人員配置が手厚い場合の介護サービス利用料

(2) 個別的な選択による介護サービス利用料

① 個別的な外出介助

② 個別的な買い物等の代行

③ 標準的な回数を超えた入浴を行った場合の介助 等

## 【平成20年10月3日 社会資本整備審議会・諮問内容】

### [諮問]

高齢者が安心して暮らし続けることができる住宅政策のあり方について

### [諮問理由]

平成18年6月、本格的な少子高齢化、人口・世帯減少社会の到来を目前に控え、現在及び将来における国民の豊かな住生活を実現するため、住生活基本法が制定され、同年9月には住生活基本計画(全国計画)が閣議決定された。同計画においては、「ストック重視」、「市場重視」、「福祉、まちづくり等関連する施策分野との連携」、「地域の実情を踏まえたきめ細かな対応」の4つの横断的視点のもと、高齢者の居住の安定が確保されるよう、住宅セーフティネットの機能向上を図ることとされている。

高齢者をめぐる状況としては、団塊の世代の高齢期への到達を背景に今後一層の高齢化が進展していくとともに、特に高齢者の一人暮らし世帯、夫婦のみ世帯が増加することとなる。また、こうした高齢化の進展により要介護認定者が大幅に増加していくことが見込まれている。

これらの要介護認定者の受け皿としては介護施設等があり、その計画的な整備が進められているところであるが、高齢者の多くは在宅を希望しており、また、要介護状態ではないものの日常生活上の手助けが必要な高齢者も多く存在し、こうした高齢者が安心して暮らし続けることができる住宅ストックの量及び質の確保が強く求められている。

しかしながら、現在、高齢者が居住する住宅において基本的なバリアフリー化がなされた住宅の割合が少なく、特に借家においてバリアフリー化が立ち遅れている状況にある。また、地域ごとに高齢化の状況や介護施設等の整備状況が異なっていることから、地域のニーズに適合した施策の展開が必要となっている。

これを踏まえ、住宅のバリアフリー化、公的賃貸住宅ストックの有効活用を図るとともに、福祉施策とも連携した高齢者の状況に応じた住まいの確保とその場で提供される生活支援・介護サービスの確保が図られるよう、高齢者が安心して暮らし続けることができる住宅政策のあり方について検討する必要がある。

これが、今回の諮問を行う理由である。